

●学校跡地利用の基本的事項

(1) 行政需要への対応

学校跡地については、町民共有の貴重な財産であることから、「総合振興計画」におけるまちづくりの将来像や「公共施設等総合管理計画」における基本的な考え方（①保有量の最適化、②計画的な保全による長寿命化の推進、③効率的・効果的な維持管理・運営）との整合性に留意し、町民全体の利益という観点からの行政需要へ対応するような有効活用策を検討します。

(2) 地域ニーズを踏まえた活用

学校は、地域住民の代々の学びの場として、地域との関わりも深く、地元の核となってきた施設であり、地域住民にとっては、コミュニティや地域活動を支える中心的な場でもあり、地域のシンボリックな存在となっています。学校がこうした役割や機能を担ってきたという経緯を踏まえ、跡地の利活用については地域のニーズに配慮した活用方法を検討します。

(3) 民間事業者等の活用

民間事業者などの他団体を活用した跡地利用については、町全体の課題解決や町の重要施策の実現に寄与することに加え、地元の意向も尊重して、事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性ととも町や地域へ与える影響などを考慮した上での活用を検討します。

(4) 中・長期的な視野に立った活用

中・長期的な視野に立ち、新たに生じる行政需要への対応など、将来を見据えた活用を検討します。

●利用にあたっての配慮事項

(1) 地域防災への配慮

学校跡地は、閉校後も、引き続き、町の避難所として指定されているなど、地域防災の拠点施設でもあることから、跡地利用にあたっては、防災拠点施設としての機能面への配慮も検討します。

(2) 暫定利用の検討

学校施設やグラウンドは、地域への開放を通じて、スポーツの振興の場や地域コミュニティなどの活動の場としての役割を果たしてきました。したがって、本格的な跡地利活用に至るまでの期間については、地域の意向に配慮しつつ、一時的な行政需要（投票所や社会体育活動など）への対応や民間事業者への貸付などの暫定利用についても検討します。